#### 調査項目の、学校設置者としての基礎情報

#### 調査項目0(3)設置している学校の内、運動部部活動の存在する学校、文化部部活動の存在する学校 の有無

	37111					
		都道府県	政令市	市区町村	学校法人	国立大学法 人
	中学校の運動部が存在する		20	1,710	485	47
	中学校の文化部が存在する		20	1,619	479	47
件数	高等学校の運動部が存在する	47	19	89	853	18
**	高等学校の文化部が存在する	47	19	84	841	16
	回答者数	47	20	1,723	881	49

#### 調査項目1. 部活動の方針の策定

## スポーツ庁・文化庁のガイドラインを受けて各団体が策定する「部活動の方針」の策定状況について [国のガイドライン該当箇所]

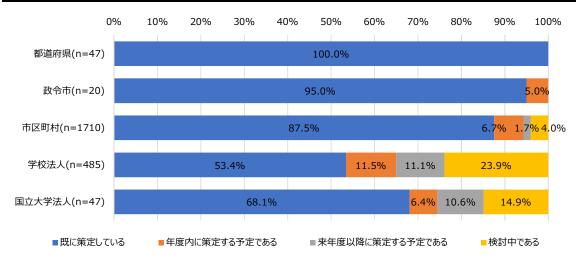
・ 都道府県は、本ガイドラインに則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組に関する「部活動の在り方に関する方針」を策定 する。

市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に 係る部活動の方針」を策定する。 調査項目1 (1) - a. <u>中学校の運動部部活動</u>を対象とした方針の策定状況について

※休養日等の方針を定めているが、活動時間などの方針を定めていない場合は②以降を選択する。

※回答者数 (n) は、中学校の運動部部活動が存在する学校を設置している団体数(都道府県を除く)

		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1710)	学校法人 (n=485)	国立大学法 人(n=47)
	① 既に策定している	47	19	1,497	259	32
	② 年度内に策定する予定である	0	1	115	56	3
件数	③ 来年度以降に策定する予定である	0	0	29	54	5
**	④ 検討中である	0	0	69	116	7
	回答者数(n)	47	20	1,710	485	47
	① 既に策定している	100.0%	95.0%	87.5%	53.4%	68.1%
割	② 年度内に策定する予定である	0.0%	5.0%	6.7%	11.5%	6.4%
合	③ 来年度以降に策定する予定である	0.0%	0.0%	1.7%	11.1%	10.6%
	④ 検討中である	0.0%	0.0%	4.0%	23.9%	14.9%

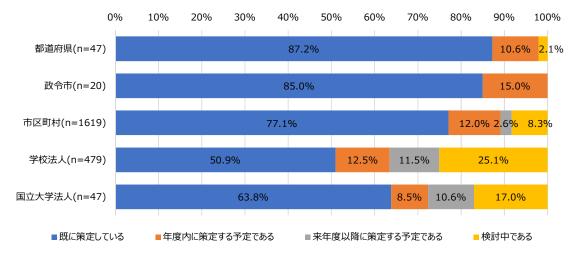


#### 調査項目1(1)-b. 中学校の文化部部活動を対象とした方針の策定状況について

※休養日等の方針を定めているが、活動時間などの方針を定めていない場合は②以降を選択する。

※回答者数 (n) は、中学校の文化部部活動が存在する学校を設置している団体数(都道府県を除く)

		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1619)	学校法人 (n=479)	国立大学法 人(n=47)
	① 既に策定している	41	17	1,248	244	30
	② 年度内に策定する予定である	5	3	195	60	4
件数	③ 来年度以降に策定する予定である	0	0	42	55	5
34	④ 検討中である	1	0	134	120	8
	回答者数(n)	47	20	1,619	479	47
	① 既に策定している	87.2%	85.0%	77.1%	50.9%	63.8%
割	② 年度内に策定する予定である	10.6%	15.0%	12.0%	12.5%	8.5%
合	③ 来年度以降に策定する予定である	0.0%	0.0%	2.6%	11.5%	10.6%
	④ 検討中である	2.1%	0.0%	8.3%	25.1%	17.0%

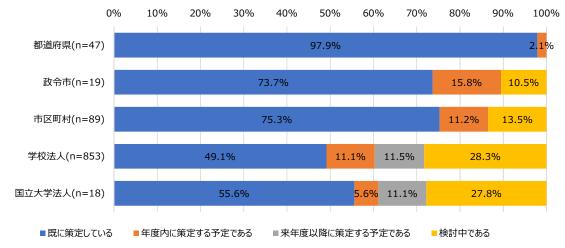


#### 調査項目1(2) - a. <u>高等学校の運動部部活動</u>を対象とした方針の策定状況について

※休養日等の方針を定めているが、活動時間などの方針を定めていない場合は②以降を選択する。

※回答者数 (n) は、高等学校の運動部部活動が存在する学校を設置している団体数

		都道府県 (n=47)	政令市 (n=19)	市区町村 (n=89)	学校法人 (n=853)	国立大学法 人(n=18)
	① 既に策定している	46	14	67	419	10
	② 年度内に策定する予定である	1	3	10	95	1
件数	③ 来年度以降に策定する予定である	0	0	0	98	2
34	④ 検討中である	0	2	12	241	5
	回答者数(n)	47	19	89	853	18
	① 既に策定している	97.9%	73.7%	75.3%	49.1%	55.6%
割	② 年度内に策定する予定である	2.1%	15.8%	11.2%	11.1%	5.6%
合	③ 来年度以降に策定する予定である	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%	11.1%
	④ 検討中である	0.0%	10.5%	13.5%	28.3%	27.8%

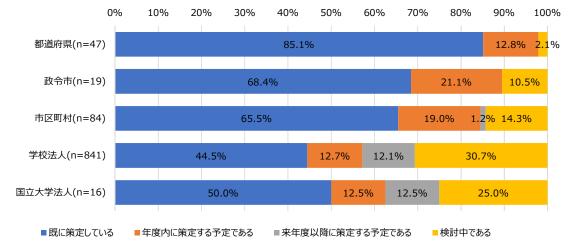


#### 調査項目1(2)-b. <u>高等学校の文化部部活動</u>を対象とした方針の策定状況について

※休養日等の方針を定めているが、活動時間などの方針を定めていない場合は②以降を選択する。

※回答者数 (n) は、高等学校の文化部部活動が存在する学校を設置している団体数

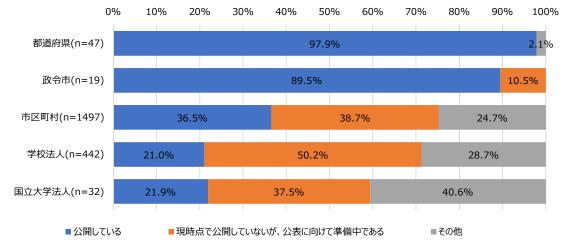
		都道府県 (n=47)	政令市 (n=19)	市区町村 (n=84)	学校法人 (n=841)	国立大学法 人(n=16)
	① 既に策定している	40	13	55	374	8
	② 年度内に策定する予定である	6	4	16	107	2
件数	③ 来年度以降に策定する予定である	0	0	1	102	2
34	④ 検討中である	1	2	12	258	4
	回答者数(n)	47	19	84	841	16
	① 既に策定している	85.1%	68.4%	65.5%	44.5%	50.0%
割	② 年度内に策定する予定である	12.8%	21.1%	19.0%	12.7%	12.5%
合	③ 来年度以降に策定する予定である	0.0%	0.0%	1.2%	12.1%	12.5%
	④ 検討中である	2.1%	10.5%	14.3%	30.7%	25.0%



#### 調査項目1(3). 策定した「部活動の在り方に関する方針」をHPで公開しているか

※回答者数 (n) は、(1) -a、(1) -b、(2) -a、(2) -b、でひとつでも「①既に策定している」を選択した団体

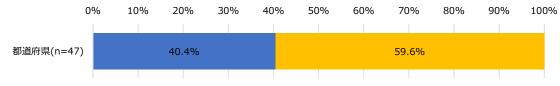
		都道府県 (n=47)	政令市 (n=19)	市区町村 (n=1497)	学校法人 (n=442)	国立大学法 人(n=32)
	① 公開している	46	17	547	93	7
件数	② 現時点で公開していないが、公表に向けて準備中である	0	2	580	222	12
933	③ その他	1	0	370	127	13
	回答者数(n)	47	19	1,497	442	32
	① 公開している	97.9%	89.5%	36.5%	21.0%	21.9%
割合	② 現時点で公開していないが、公表に向けて準備中である	0.0%	10.5%	38.7%	50.2%	37.5%
	③ その他	2.1%	0.0%	24.7%	28.7%	40.6%



#### 調査項目1(4). 策定した「部活動の方針」は私立学校も対象にしているか

※回答者数 (n) は、(1) – a、(1) – b、(2) – a、(2) – b、でひとつでも「①既に策定している」を選択した都道府県教育委員会

		都道府県 (n=47)
	① 対象としている	19
	② 対象としていないが、対象となるよう改訂等を行う予定である	0
件数	③ 別途、私立学校を対象としている方針を策定している	0
	<ul><li>④ その他</li></ul>	28
	回答者数(n)	47
	① 対象としている	40.4%
割	② 対象としていないが、対象となるよう改訂等を行う予定である	0.0%
合	③ 別途、私立学校を対象としている方針を策定している	0.0%
	④ その他	59.6%



■対象としている ■対象としていないが、対象となるよう改訂等を行う予定である ■別途、私立学校を対象としている方針を策定している ■その他

## 調査項目1(5) - a. 自らが設置している中学校の全てで、ガイドラインに則った「学校の部活動に係る 活動方針」が策定されているか

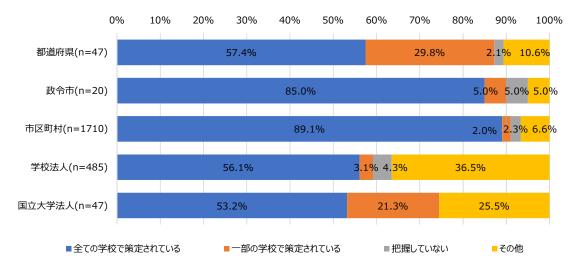
【国のガイドライン該当箇所】

校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

※自らが設置している学校=都道府県であれば都道府県立学校

※回答者数 (n) は、中学校の運動部部活動または中学校の文化部部活動がある学校を設置している団体数

		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1710)	学校法人 (n=485)	国立大学法 人(n=47)
	① 全ての学校で策定されている	27	17	1,523	272	25
	② 一部の学校で策定されている	14	1	34	15	10
件数	③ 把握していない	1	1	40	21	0
~	<ul><li>④ その他</li></ul>	5	1	113	177	12
	回答者数(n)	47	20	1,710	485	47
	① 全ての学校で策定されている	57.4%	85.0%	89.1%	56.1%	53.2%
割	② 一部の学校で策定されている	29.8%	5.0%	2.0%	3.1%	21.3%
合	③ 把握していない	2.1%	5.0%	2.3%	4.3%	0.0%
	<ul><li>④ その他</li></ul>	10.6%	5.0%	6.6%	36.5%	25.5%



## 調査項目1(5) – b.自らが設置している<u>高等学校</u>の全てで、ガイドラインに則った「学校の部活動に係 る活動方針」が策定されているか

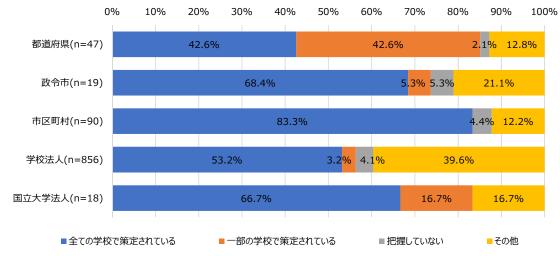
【国のガイドライン該当箇所】

校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

※自らが設置している学校=都道府県であれば都道府県立学校

※回答者数 (n) は、高等学校の運動部部活動または高等学校の文化部部活動がある学校を設置している団体数

		都道府県 (n=47)	政令市 (n=19)	市区町村 (n=90)	学校法人 (n=856)	国立大学法 人(n=18)
	① 全ての学校で策定されている	20	13	75	455	12
	② 一部の学校で策定されている	20	1	0	27	3
件数	③ 把握していない	1	1	4	35	0
34	<ul><li>④ その他</li></ul>	6	4	11	339	3
	回答者数(n)	47	19	90	856	18
	① 全ての学校で策定されている	42.6%	68.4%	83.3%	53.2%	66.7%
割	② 一部の学校で策定されている	42.6%	5.3%	0.0%	3.2%	16.7%
合	③ 把握していない	2.1%	5.3%	4.4%	4.1%	0.0%
	<ul><li>④ その他</li></ul>	12.8%	21.1%	12.2%	39.6%	16.7%



## 調査項目1(6) – a. 自らが設置している中学校の全てで、ガイドラインに則った「学校の部活動に係る 活動方針」が公表されているか

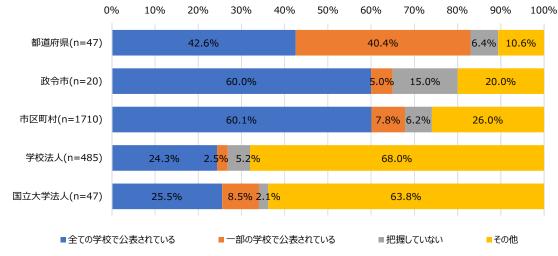
【国のガイドライン該当箇所】

校長は、活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

※自らが設置している学校=都道府県であれば都道府県立学校

※回答者数 (n) は、中学校の運動部部活動または文化部部活動がある学校を設置している団体数

		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1710)	学校法人 (n=485)	国立大学法 人(n=47)
	① 全ての学校で公表されている	20	12	1,027	118	12
	② 一部の学校で公表されている	19	1	133	12	4
件数	③ 把握していない	3	3	106	25	1
34	<ul><li>④ その他</li></ul>	5	4	444	330	30
	回答者数(n)	47	20	1,710	485	47
	① 全ての学校で公表されている	42.6%	60.0%	60.1%	24.3%	25.5%
割	② 一部の学校で公表されている	40.4%	5.0%	7.8%	2.5%	8.5%
合	③ 把握していない	6.4%	15.0%	6.2%	5.2%	2.1%
	<ul><li>④ その他</li></ul>	10.6%	20.0%	26.0%	68.0%	63.8%



# 調査項目1(6) - b . 自らが設置している<u>高等学校</u>の全てで、ガイドラインに則った「学校の部活動に係る活動方針」が公表されているか

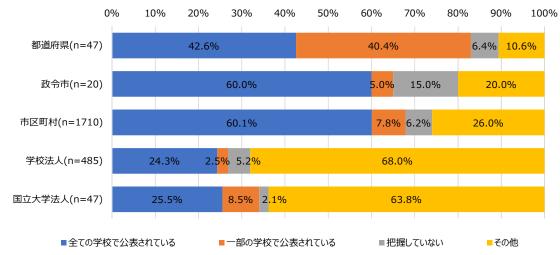
【国のガイドライン該当箇所】

・ 校長は、活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

※自らが設置している学校=都道府県であれば都道府県立学校

※回答者数 (n) は、中高等学校の運動部部活動または文化部部活動がある学校を設置している団体数

		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1710)	学校法人 (n=485)	国立大学法 人(n=47)
	① 全ての学校で公表されている	20	12	1,027	118	12
	② 一部の学校で公表されている	19	1	133	12	4
件数	③ 把握していない	3	3	106	25	1
~	<ul><li>④ その他</li></ul>	5	4	444	330	30
	回答者数(n)	47	20	1,710	485	47
	① 全ての学校で公表されている	42.6%	60.0%	60.1%	24.3%	25.5%
割	② 一部の学校で公表されている	40.4%	5.0%	7.8%	2.5%	8.5%
合	③ 把握していない	6.4%	15.0%	6.2%	5.2%	2.1%
	④ その他	10.6%	20.0%	26.0%	68.0%	63.8%



#### 調査項目2.適切な休養日等の設定【方針を策定予定の場合】

## 調査項目2(1) – a. 自らが策定した方針の<u>中学校の運動部部活動</u>の休養日の設定

【国のガイドライン該当箇所】

「学期中は、週当たり2日<u>以上</u>の休養日を設ける。(平日は<u>少なくとも</u>1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は<u>少なくとも</u>1日以上を休養 「日とする。 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」

・ ※回答者数(n)は、調査項目1(1) — a で中学校の運動部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県 (n=46)	政令市 (n=19)	市区町村 (n=1497)	学校法人 (n=259)	国立大学法 人(n=32)
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	2	2	22	36	3
件	② 国の基準に則った基準を設定	44	17	1,463	197	28
数	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	0	0	12	26	1
	回答者数(n)	46	19	1,497	259	32
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	4.3%	10.5%	1.5%	13.9%	9.4%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	95.7%	89.5%	97.7%	76.1%	87.5%
	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	0.0%	0.0%	0.8%	10.0%	3.1%



■国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定

■国の基準に則った基準を設定

■国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定

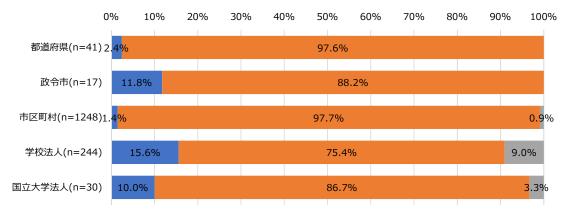
#### 調査項目2(1) – b. 自らが策定した方針の<u>中学校の文化部部活動</u>の休養日の設定

【国のガイドライン該当箇所】

「学期中は、週当たり2日<u>以上</u>の休養日を設ける。(平日は<u>少なくとも</u>1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は<u>少なくとも</u>1日以上を休養 日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」

※回答者数(n)は、調査項目 1 (1) – bで中学校の文化部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県 (n=41)	政令市 (n=17)	市区町村 (n=1248)	学校法人 (n=244)	国立大学法 人(n=30)
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	1	2	18	38	3
件	② 国の基準に則った基準を設定	40	15	1,219	184	26
数	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	0	0	11	22	1
	回答者数(n)	41	17	1,248	244	30
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	2.4%	11.8%	1.4%	15.6%	10.0%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	97.6%	88.2%	97.7%	75.4%	86.7%
I	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	0.0%	0.0%	0.9%	9.0%	3.3%



■国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定

■国の基準に則った基準を設定

■国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定

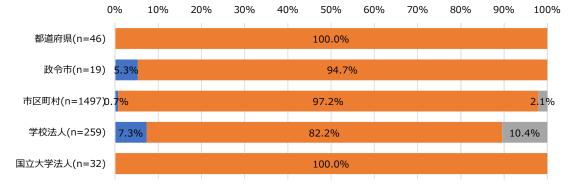
## 調査項目2(2)-a. 自らが策定した策定した方針の中学校の運動部部活動の1日の活動時間の設 定

【国のガイドライン該当箇所】

1日の活動時間は、<u>長くとも</u>平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効 率的・効果的な活動を行う。

※回答者数(n)は、調査項目 1 ( 1 ) – a で中学校の運動部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県 (n=46)	政令市 (n=19)	市区町村 (n=1497)	学校法人 (n=259)	国立大学法 人(n=32)
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0	1	11	19	0
件	② 国の基準に則った基準を設定	46	18	1,455	213	32
数	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	0	0	31	27	0
	回答者数(n)	46	19	1,497	259	32
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0.0%	5.3%	0.7%	7.3%	0.0%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	100.0%	94.7%	97.2%	82.2%	100.0%
	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	0.0%	0.0%	2.1%	10.4%	0.0%



- ■国の基準以上の基準 (例:平日1時間程度、休業日2時間程度など) を設定
- ■国の基準に則った基準を設定
- ■国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定

## 調査項目2(2)-b. 自らが策定した策定した方針の中学校の文化部部活動の1日の活動時間の設

【国のガイドライン該当箇所】

1日の活動時間は、<u>長くとも</u>平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効 率的・効果的な活動を行う。

※回答者数(n)は、調査項目 1 ( 1 ) – b で中学校の文化部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県 (n=41)	政令市 (n=17)	市区町村 (n=1248)	学校法人 (n=244)	国立大学法 人(n=30)
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0	1	8	18	0
件	② 国の基準に則った基準を設定	41	16	1,213	200	30
数	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	0	0	27	26	0
	回答者数(n)	41	17	1,248	244	30
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0.0%	5.9%	0.6%	7.4%	0.0%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	100.0%	94.1%	97.2%	82.0%	100.0%
	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	0.0%	0.0%	2.2%	10.7%	0.0%



- ■国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定
- ■国の基準に則った基準を設定
- ■国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定

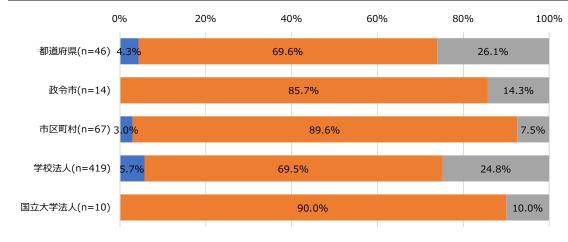
#### 調査項目2 (3) – a. 自らが策定した方針の<u>高等学校の運動部部活動</u>の休養日の設定

【国のガイドライン該当箇所】

- ・「高等学校段階の部活動についても本ガイドラインを原則として適用」
- ・「学期中は、週当たり2日<u>以上</u>の休養日を設ける。(平日は<u>少なくとも</u>1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は<u>少なくとも</u>1日以上を休養 日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」

※回答者数(n)は、調査項目1(2) — a で高等学校の運動部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県 (n=46)	政令市 (n=14)	市区町村 (n=67)	学校法人 (n=419)	国立大学法 人(n=10)
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	2	0	2	24	0
件	② 国の基準に則った基準を設定	32	12	60	291	9
数	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	12	2	5	104	1
	回答者数(n)	46	14	67	419	10
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	4.3%	0.0%	3.0%	5.7%	0.0%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	69.6%	85.7%	89.6%	69.5%	90.0%
	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	26.1%	14.3%	7.5%	24.8%	10.0%



■国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定 ■国の基準に則った基準を設定

■国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定

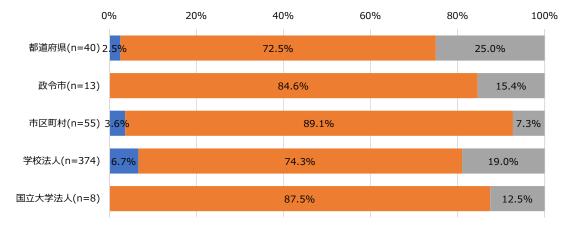
#### 調査項目2(3) - b. 自らが策定した方針の<u>高等学校の文化部部活動</u>の休養日の設定

【国のガイドライン該当箇所】

- ・「高等学校段階の部活動についても本ガイドラインを原則として適用」
- ・「学期中は、週当たり2日<u>以上</u>の休養日を設ける。(平日は<u>少なくとも</u>1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は<u>少なくとも</u>1日以上を休養 日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」

※回答者数(n)は、調査項目1(2) — bで高等学校の文化部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県	政令市	市区町村	学校法人	国立大学法
		(n=40)	(n=13)	(n=55)	(n=374)	人(n=8)
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	1	0	2	25	0
件	② 国の基準に則った基準を設定	29	11	49	278	7
数	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	10	2	4	71	1
	回答者数(n)	40	13	55	374	8
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	2.5%	0.0%	3.6%	6.7%	0.0%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	72.5%	84.6%	89.1%	74.3%	87.5%
	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	25.0%	15.4%	7.3%	19.0%	12.5%



- ■国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定
- ■国の基準に則った基準を設定
- ■国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定

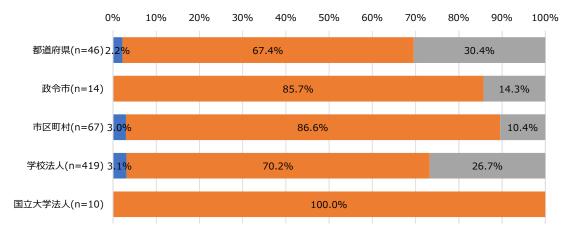
#### 調査項目 2 (4) – a. 自らが策定した策定した方針の<u>高等学校の運動部部活動</u>の1日の活動時間の 設定

【国のガイドライン該当箇所】

- ・「高等学校段階の部活動についても本ガイドラインを原則として適用」
- ・「1日の活動時間は、<u>長くとも</u>平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ 効率的・効果的な活動を行う。」

※回答者数(n)は、調査項目1(2) — a で高等学校の運動部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県 (n=46)	政令市 (n=14)	市区町村 (n=67)	学校法人 (n=419)	国立大学法 人(n=10)
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	1	0	2	13	0
件	② 国の基準に則った基準を設定	31	12	58	294	10
数	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	14	2	7	112	0
	回答者数(n)	46	14	67	419	10
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	2.2%	0.0%	3.0%	3.1%	0.0%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	67.4%	85.7%	86.6%	70.2%	100.0%
	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	30.4%	14.3%	10.4%	26.7%	0.0%



- ■国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定
- ■国の基準に則った基準を設定
- ■国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定

#### 調査項目 2 (4) – b. 自らが策定した策定した方針の<u>高等学校の文化部部活動</u>の1日の活動時間の 設定

【国のガイドライン該当箇所】

- ・「高等学校段階の部活動についても本ガイドラインを原則として適用」
- ・「1日の活動時間は、<u>長くとも</u>平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ 効率的・効果的な活動を行う。」

※回答者数(n)は、調査項目1(2) — bで高等学校の文化部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県 (n=40)	政令市 (n=13)	市区町村 (n=55)	学校法人 (n=374)	国立大学法 人(n=8)
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0	0	2	13	0
件	② 国の基準に則った基準を設定	29	11	48	278	8
数	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	11	2	5	83	0
	回答者数(n)	40	13	55	374	8
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0.0%	0.0%	3.6%	3.5%	0.0%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	72.5%	84.6%	87.3%	74.3%	100.0%
	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	27.5%	15.4%	9.1%	22.2%	0.0%



- ■国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定
- ■国の基準に則った基準を設定
- ■国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定

## 調査項目2(5) – a.自らが策定した「部活動の方針」の、<u>中学校の運動部部活動</u>の長期休業中のオ フシーズンの設定

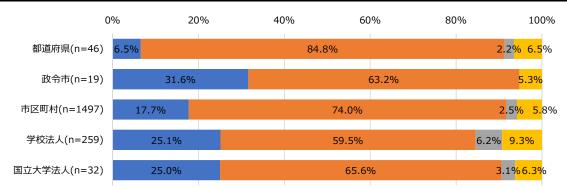
【国のガイドライン該当箇所】

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部部活動以外にも多様な活動を 行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※週当たり2日以上の休養日の設定とは別に、「ある程度長期のオフシーズン」を設定しているかという設問です

※回答者数 (n) は、調査項目1(1)-aで中学校の運動部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県 (n=46)	政令市 (n=19)	市区町村 (n=1497)	学校法人 (n=259)	国立大学法 人(n=32)
	① 具体的な期間や日数を設定	3	6	265	65	8
件	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	39	12	1,108	154	21
数	② その他	1	0	37	16	1
	③ 設定していない	3	1	87	24	2
	回答者数(n)	46	19	1,497	259	32
	① 具体的な期間や日数を設定	6.5%	31.6%	17.7%	25.1%	25.0%
割合	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	84.8%	63.2%	74.0%	59.5%	65.6%
	② その他	2.2%	0.0%	2.5%	6.2%	3.1%
	③ 設定していない	6.5%	5.3%	5.8%	9.3%	6.3%



## 調査項目2(5) – b.自らが策定した「部活動の方針」の、<u>中学校の文化部部活動</u>の長期休業中のオ フシーズンの設定

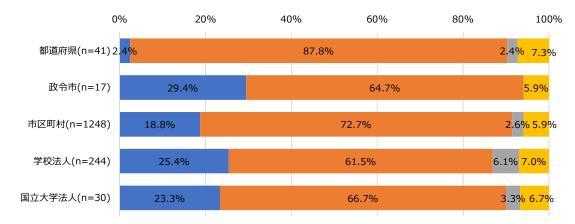
【国のガイドライン該当箇所】

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部部活動以外にも多様な活動を 行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※週当たり2日以上の休養日の設定とは別に、「ある程度長期のオフシーズン」を設定しているかという設問です

※回答者数 (n) は、調査項目1(1)-bで中学校の文化部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県 (n=41)	政令市 (n=17)	市区町村 (n=1248)	学校法人 (n=244)	国立大学法 人(n=30)
	① 具体的な期間や日数を設定	1	5	234	62	7
件	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	36	11	907	150	20
数	② その他	1	0	33	15	1
	③ 設定していない	3	1	74	17	2
	回答者数(n)	41	17	1,248	244	30
	① 具体的な期間や日数を設定	2.4%	29.4%	18.8%	25.4%	23.3%
割合	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	87.8%	64.7%	72.7%	61.5%	66.7%
	② その他	2.4%	0.0%	2.6%	6.1%	3.3%
	③ 設定していない	7.3%	5.9%	5.9%	7.0%	6.7%



## 調査項目2(6) – a . 自らが策定した「部活動の方針」の、<u>高等学校の運動部部活動</u>の長期休業中の オフシーズンの設定

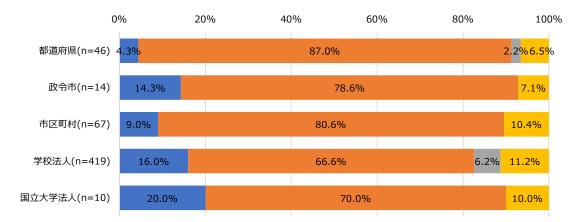
【国のガイドライン該当箇所】

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部部活動以外にも多様な活動を 行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※週当たり2日以上の休養日の設定とは別に、「ある程度長期のオフシーズン」を設定しているかという設問です

※回答者数 (n) は、調査項目 1 (2) - a で高等学校の運動部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県 (n=46)	政令市 (n=14)	市区町村 (n=67)	学校法人 (n=419)	国立大学法 人(n=10)
	① 具体的な期間や日数を設定	2	2	6	67	2
件	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	40	11	54	279	7
数	② その他	1	0	0	26	0
	③ 設定していない	3	1	7	47	1
	回答者数(n)	46	14	67	419	10
	① 具体的な期間や日数を設定	4.3%	14.3%	9.0%	16.0%	20.0%
割合	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	87.0%	78.6%	80.6%	66.6%	70.0%
	② その他	2.2%	0.0%	0.0%	6.2%	0.0%
	③ 設定していない	6.5%	7.1%	10.4%	11.2%	10.0%



## 調査項目2(6) – b.自らが策定した「部活動の方針」の、<u>高等学校の文化部部活動</u>の長期休業中の オフシーズンの設定

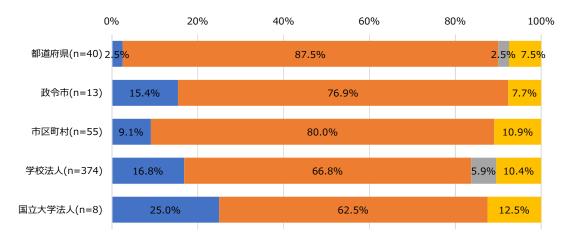
【国のガイドライン該当箇所】

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部部活動以外にも多様な活動を 行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※週当たり2日以上の休養日の設定とは別に、「ある程度長期のオフシーズン」を設定しているかという設問です

※回答者数 (n) は、調査項目1(2)-bで高等学校の文化部部活動の方針について「①既に策定している」を選択した団体

		都道府県 (n=40)	政令市 (n=13)	市区町村 (n=55)	学校法人 (n=374)	国立大学法 人(n=8)
	① 具体的な期間や日数を設定	1	2	5	63	2
件	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	35	10	44	250	5
数	② その他	1	0	0	22	0
	③ 設定していない	3	1	6	39	1
	回答者数(n)	40	13	55	374	8
	① 具体的な期間や日数を設定	2.5%	15.4%	9.1%	16.8%	25.0%
割合	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	87.5%	76.9%	80.0%	66.8%	62.5%
	② その他	2.5%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%
	③ 設定していない	7.5%	7.7%	10.9%	10.4%	12.5%



#### 調査項目2. 適切な休養日等の設定【方針を策定済みの場合】

## 調査項目 2 (7) – a. 自らが策定予定の方針の<u>中学校の運動部部活動</u>の休養日の設定

【国のガイドライン該当箇所】

「学期中は、週当たり2日<u>以上</u>の休養日を設ける。(平日は<u>少なくとも</u>1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は<u>少なくとも</u>1日以上を休養 「日とする。 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」

※回答者数(n)は、調査項目1(1) — a で中学校の運動部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

		都道府県 (n=0)	政令市 (n=1)	市区町村 (n=213)	学校法人 (n=226)	国立大学法 人(n=15)
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	0	0	3	15	2
件	② 国の基準に則った基準を設定	0	1	205	181	12
数	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	0	0	5	30	1
	回答者数(n)	0	1	213	226	15
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	0.0%	0.0%	1.4%	6.6%	13.3%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	0.0%	100.0%	96.2%	80.1%	80.0%
	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	0.0%	0.0%	2.3%	13.3%	6.7%



■国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定

■国の基準に則った基準を設定

■国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定

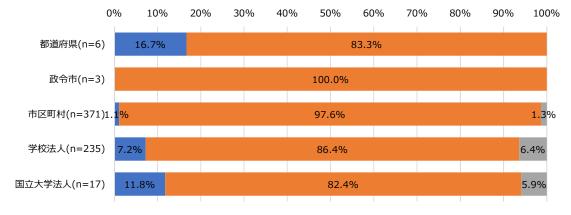
#### 調査項目 2 (7) – b.自らが策定予定の方針の<u>中学校の文化部部活動</u>の休養日の設定

【国のガイドライン該当箇所】

「学期中は、週当たり2日<u>以上</u>の休養日を設ける。(平日は<u>少なくとも</u>1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は<u>少なくとも</u>1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」

※回答者数(n)は、調査項目1(1)-bで中学校の文化部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

		都道府県 (n=6)	政令市 (n=3)	市区町村 (n=371)	学校法人 (n=235)	国立大学法 人(n=17)
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	1	0	4	17	2
件	② 国の基準に則った基準を設定	5	3	362	203	14
数	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	0	0	5	15	1
	回答者数(n)	6	3	371	235	17
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	16.7%	0.0%	1.1%	7.2%	11.8%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	83.3%	100.0%	97.6%	86.4%	82.4%
Ľ	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	0.0%	0.0%	1.3%	6.4%	5.9%



■国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定

■国の基準に則った基準を設定

■国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定

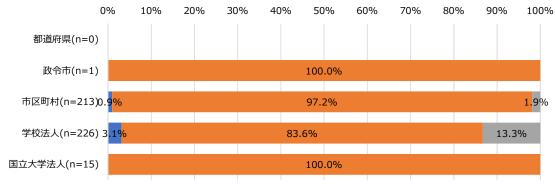
## 調査項目2(8) – a. 自らが策定予定の策定した方針の<u>中学校の運動部部活動</u>の1日の活動時間の 設定

【国のガイドライン該当箇所】

1日の活動時間は、<u>長くとも</u>平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※回答者数(n)は、調査項目 1 ( 1 ) — a で中学校の運動部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

		都道府県 (n=0)	政令市 (n=1)	市区町村 (n=213)	学校法人 (n=226)	国立大学法 人(n=15)
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0	0	2	7	0
件	② 国の基準に則った基準を設定	0	1	207	189	15
数	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	0	0	4	30	0
	回答者数(n)	0	1	213	226	15
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0.0%	0.0%	0.9%	3.1%	0.0%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	0.0%	100.0%	97.2%	83.6%	100.0%
	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	0.0%	0.0%	1.9%	13.3%	0.0%



- ■国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定
- ■国の基準に則った基準を設定
- ■国の基準以下の基準 (例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定

## 調査項目2(8) – b. 自らが策定予定の策定した方針の<u>中学校の文化部部活動</u>の1日の活動時間の 設定

【国のガイドライン該当箇所】

1日の活動時間は、<u>長くとも</u>平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※回答者数(n)は、調査項目 1 ( 1 ) – b で中学校の文化部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

		都道府県 (n=6)	政令市 (n=3)	市区町村 (n=371)	学校法人 (n=235)	国立大学法 人(n=17)
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0	0	1	6	0
件	② 国の基準に則った基準を設定	6	3	367	209	17
数	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	0	0	3	20	0
	回答者数(n)	6	3	371	235	17
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0.0%	0.0%	0.3%	2.6%	0.0%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	100.0%	100.0%	98.9%	88.9%	100.0%
	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	0.0%	0.0%	0.8%	8.5%	0.0%



- ■国の基準以上の基準 (例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定
- ■国の基準に則った基準を設定
- ■国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定

## 調査項目2(9) – a. 自らが策定予定の方針の<u>高等学校の運動部部活動</u>の休養日の設定

【国のガイドライン該当箇所】

- ・「高等学校段階の部活動についても本ガイドラインを原則として適用」
- ・「学期中は、週当たり2日<u>以上</u>の休養日を設ける。(平日は<u>少なくとも</u>1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は<u>少なくとも</u>1日以上を休養 日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」

※回答者数(n)は、調査項目1(2) - a で高等学校の運動部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に 策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

		都道府県 (n=1)	政令市 (n=5)	市区町村 (n=22)	学校法人 (n=434)	国立大学法 人(n=8)
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	0	0	0	14	1
件	② 国の基準に則った基準を設定	1	4	19	290	7
数	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	0	1	3	130	0
	回答者数(n)	1	5	22	434	8
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	12.5%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	100.0%	80.0%	86.4%	66.8%	87.5%
	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	0.0%	20.0%	13.6%	30.0%	0.0%



■国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定 ■国の基準に則った基準を設定

■国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定

#### 調査項目2(9) – b. 自らが策定予定の方針の<u>高等学校の文化部部活動</u>の休養日の設定

【国のガイドライン該当箇所】

- ・「高等学校段階の部活動についても本ガイドラインを原則として適用」
- ・「学期中は、週当たり2日<u>以上</u>の休養日を設ける。(平日は<u>少なくとも</u>1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は<u>少なくとも</u>1日以上を休養 日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」

※回答者数(n)は、調査項目1 (2) – bで高等学校の文化部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に 策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

		都道府県 (n=7)	政令市 (n=6)	市区町村 (n=29)	学校法人 (n=467)	国立大学法 人(n=8)
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	0	0	0	22	1
件	② 国の基準に則った基準を設定	6	5	25	355	7
数	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	1	1	4	90	0
	回答者数(n)	7	6	29	467	8
	① 国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	12.5%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	85.7%	83.3%	86.2%	76.0%	87.5%
	③ 国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定	14.3%	16.7%	13.8%	19.3%	0.0%



- ■国の基準以上の基準(例:週3日など)を設定
- ■国の基準に則った基準を設定
- ■国の基準以下の基準(例:週1日など)を設定

#### 

【国のガイドライン該当箇所】

- ・「高等学校段階の部活動についても本ガイドラインを原則として適用」
- ・「1日の活動時間は、<u>長くとも</u>平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ 効率的・効果的な活動を行う。」

※回答者数 (n) は、調査項目 1(2) – a で高等学校の運動部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

		都道府県 (n=1)	政令市 (n=5)	市区町村 (n=22)	学校法人 (n=434)	国立大学法 人(n=8)
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0	0	0	6	0
件	② 国の基準に則った基準を設定	1	4	19	307	8
数	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	0	1	3	121	0
	回答者数(n)	1	5	22	434	8
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	100.0%	80.0%	86.4%	70.7%	100.0%
	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	0.0%	20.0%	13.6%	27.9%	0.0%



- ■国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定
- ■国の基準に則った基準を設定
- ■国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定

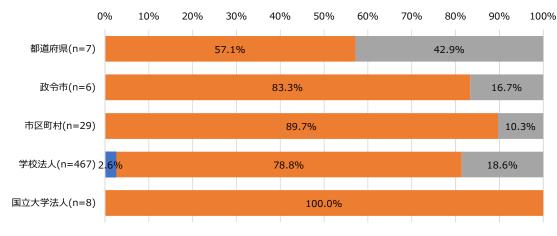
## 調査項目2(10) – b. 自らが策定予定の策定した方針の<u>高等学校の文化部部活動</u>の1日の活動時 間の設定

【国のガイドライン該当箇所】

- ・「高等学校段階の部活動についても本ガイドラインを原則として適用」
- ・「1日の活動時間は、<u>長くとも</u>平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ 効率的・効果的な活動を行う。」

※回答者数(n)は、調査項目1(2)-bで高等学校の文化部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

		都道府県 (n=7)	政令市 (n=6)	市区町村 (n=29)	学校法人 (n=467)	国立大学法 人(n=8)
	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0	0	0	12	0
件	② 国の基準に則った基準を設定	4	5	26	368	8
数	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	3	1	3	87	0
	回答者数(n)	7	6	29	467	8
-	① 国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%
割合	② 国の基準に則った基準を設定	57.1%	83.3%	89.7%	78.8%	100.0%
	③ 国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定	42.9%	16.7%	10.3%	18.6%	0.0%



- ■国の基準以上の基準(例:平日1時間程度、休業日2時間程度など)を設定
- ■国の基準に則った基準を設定
- ■国の基準以下の基準(例:平日3時間程度、休業日4時間程度など)を設定

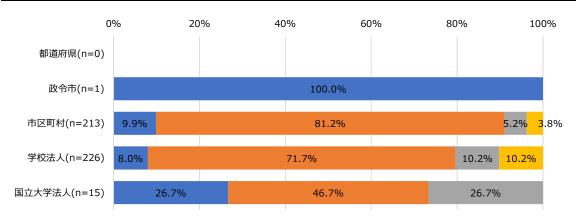
## 調査項目2(11) – a . 自らが策定予定の「部活動の方針」の、<u>中学校の運動部部活動</u>の長期休業 中のオフシーズンの設定

【国のガイドライン該当箇所】

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部部活動以外にも多様な活動を 行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※回答者数 (n) は、調査項目 1(1) – a で中学校の運動部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

		都道府県 (n=0)	政令市 (n=1)	市区町村 (n=213)	学校法人 (n=226)	国立大学法 人(n=15)
	① 具体的な期間や日数を設定	0	1	21	18	4
件	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	0	0	173	162	7
数	② その他	0	0	11	23	4
	③ 設定していない	0	0	8	23	0
	回答者数(n)	0	1	213	226	15
	① 具体的な期間や日数を設定	0.0%	100.0%	9.9%	8.0%	26.7%
割合	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	0.0%	0.0%	81.2%	71.7%	46.7%
	② その他	0.0%	0.0%	5.2%	10.2%	26.7%
	③ 設定していない	0.0%	0.0%	3.8%	10.2%	0.0%



<sup>※</sup>週当たり2日以上の休養日の設定とは別に、「ある程度長期のオフシーズン」を設定しているかという設問です

## 調査項目2(11) – b.自らが策定予定の「部活動の方針」の、<u>中学校の文化部部活動</u>の長期休業 中のオフシーズンの設定

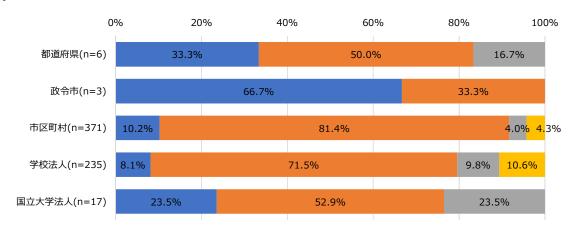
【国のガイドライン該当箇所】

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部部活動以外にも多様な活動を 行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※週当たり2日以上の休養日の設定とは別に、「ある程度長期のオフシーズン」を設定しているかという設問です

※回答者数 (n) は、調査項目 1(1) – b で中学校の文化部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

		都道府県 (n=6)	政令市 (n=3)	市区町村 (n=371)	学校法人 (n=235)	国立大学法 人(n=17)
	① 具体的な期間や日数を設定	2	2	38	19	4
件	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	3	1	302	168	9
数	② その他	1	0	15	23	4
	③ 設定していない	0	0	16	25	0
	回答者数(n)	6	3	371	235	17
	① 具体的な期間や日数を設定	33.3%	66.7%	10.2%	8.1%	23.5%
割合	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	50.0%	33.3%	81.4%	71.5%	52.9%
	② その他	16.7%	0.0%	4.0%	9.8%	23.5%
	③ 設定していない	0.0%	0.0%	4.3%	10.6%	0.0%



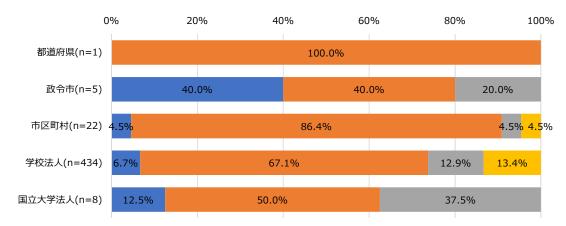
## 調査項目2(12) – a . 自らが策定予定の「部活動の方針」の、<u>高等学校の運動部部活動</u>の長期休 業中のオフシーズンの設定

【国のガイドライン該当箇所】

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部部活動以外にも多様な活動を 行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※回答者数 (n) は、調査項目 1(2) – a で高等学校の運動部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

		都道府県 (n=1)	政令市 (n=5)	市区町村 (n=22)	学校法人 (n=434)	国立大学法 人(n=8)
	① 具体的な期間や日数を設定	0	2	1	29	1
件	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	1	2	19	291	4
数	② その他	0	1	1	56	3
	③ 設定していない	0	0	1	58	0
	回答者数(n)	1	5	22	434	8
	① 具体的な期間や日数を設定	0.0%	40.0%	4.5%	6.7%	12.5%
割合	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	100.0%	40.0%	86.4%	67.1%	50.0%
	② その他	0.0%	20.0%	4.5%	12.9%	37.5%
	③ 設定していない	0.0%	0.0%	4.5%	13.4%	0.0%



<sup>※</sup>週当たり2日以上の休養日の設定とは別に、「ある程度長期のオフシーズン」を設定しているかという設問です

## 調査項目2(12) – b. 自らが策定予定の「部活動の方針」の、<u>高等学校の文化部部活動</u>の長期休 業中のオフシーズンの設定

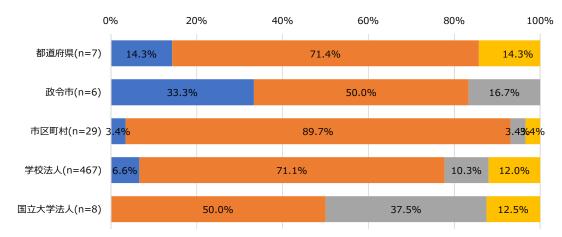
【国のガイドライン該当箇所】

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部部活動以外にも多様な活動を 行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※週当たり2日以上の休養日の設定とは別に、「ある程度長期のオフシーズン」を設定しているかという設問です

※回答者数 (n) は、調査項目 1(2) – b で高等学校の文化部部活動の方針について「②年度内に策定する予定である」または「③来年度以降に策定する予定である」または「④検討中である」を選択した団体

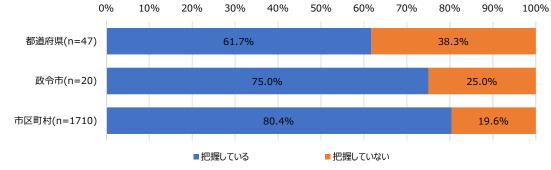
		都道府県 (n=7)	政令市 (n=6)	市区町村 (n=29)	学校法人 (n=467)	国立大学法 人(n=8)
	① 具体的な期間や日数を設定	1	2	1	31	0
件	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	5	3	26	332	4
数	② その他	0	1	1	48	3
	③ 設定していない	1	0	1	56	1
	回答者数(n)	7	6	29	467	8
	① 具体的な期間や日数を設定	14.3%	33.3%	3.4%	6.6%	0.0%
割合	② 具体的な期間や日数を明示していないが、「ある程度 長期のオフシーズン」を設定	71.4%	50.0%	89.7%	71.1%	50.0%
ľ	② その他	0.0%	16.7%	3.4%	10.3%	37.5%
	③ 設定していない	14.3%	0.0%	3.4%	12.0%	12.5%



#### 調査項目3.大会の見直し【教育委員会のみ】 調査項目3(1)各地域の生徒が部活動として参加する地方大会の年間開催状況を把握しているか

※回答者数 (n) は、部活動のある学校が存在する教育委員会数

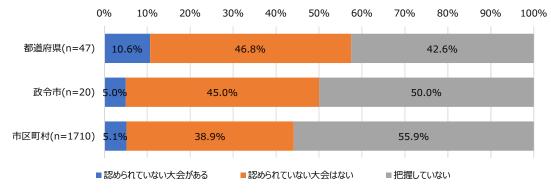
		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1710)
	① 把握している	29	15	1,374
件数	② 把握していない	18	5	336
	回答者数(n)	47	20	1,710
割	① 把握している	61.7%	75.0%	80.4%
合	② 把握していない	38.3%	25.0%	19.6%



調査項目3(2). 各地域の生徒が部活動として参加する地方大会で、部活動指導員の単独引率が認められていないものがあるか

※回答者数 (n) は、部活動のある学校が存在する教育委員会数

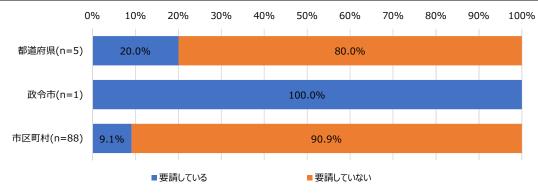
		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1710)
	① 認められていない大会がある	5	1	88
件	② 認められていない大会はない	22	9	666
数	③ 把握していない	20	10	956
	回答者数(n)	47	20	1,710
	① 認められていない大会がある	10.6%	5.0%	5.1%
割合	② 認められていない大会はない	46.8%	45.0%	38.9%
	③ 把握していない	42.6%	50.0%	55.9%



## 調査項目3(3)一つ前の質問で「①認められていない大会がある」と回答した場合、その大会の主催者に対して、部活動指導員の単独引率が可能とするよう要請等をしているか

※回答者数 (n) は、3 (3) で「①認められていない大会がある」と回答した教育委員会数

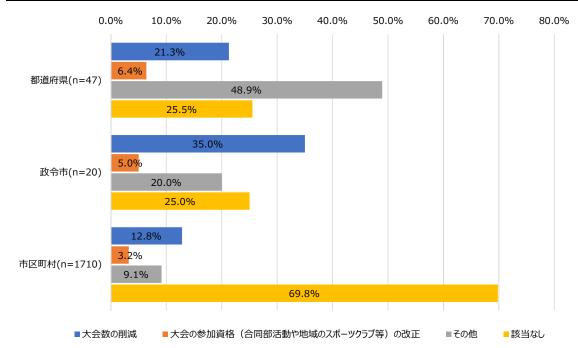
		都道府県 (n=5)	政令市 (n=1)	市区町村 (n=88)
	① 要請している	1	1	8
件数	② 要請していない	4	0	80
**	回答者数(n)	5	1	88
割	① 要請している	20.0%	100.0%	9.1%
合	② 要請していない	80.0%	0.0%	90.9%



#### 調査項目3(4)所管する学校が参加する大会の見直しに関して、取り組んでいる内容(複数選択可)

※回答者数 (n) は、教育委員会のうち、中学校および高等学校に運動部または文化部の部活動が存在する学校を設置している団体数

		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1710)
	① 大会数の削減	10	7	219
	② 大会の参加資格(合同部活動や地域のスポーツクラブ等)の改正	3	1	55
件	③ 大会日程の改善	1	8	154
数	<ul><li>④ その他</li></ul>	23	4	156
	⑤ 該当なし	12	5	1,194
	回答者数(n)	47	20	1,710
	① 大会数の削減	21.3%	35.0%	12.8%
۱	② 大会の参加資格(合同部活動や地域のスポーツクラブ等)の改正	6.4%	5.0%	3.2%
割合	③ 大会日程の改善	2.1%	40.0%	9.0%
	<ul><li>④ その他</li></ul>	48.9%	20.0%	9.1%
	⑤ 該当なし	25.5%	25.0%	69.8%



## 調査項目3 (5) 各学校の部活動が参加する大会等や地域の行事・催し(※)等の上限の目安を定めているか

※「地域の行事・催し」とは地元開催に限らず、相当の準備が必要で普段の練習等の延長線上にないもの

#### 【運動部ガイドライン】

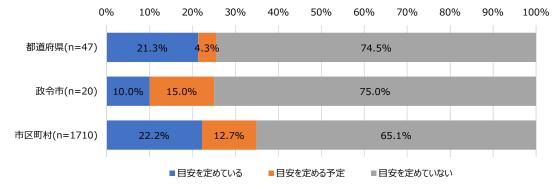
・・・学校の設置者は、(中略)週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、(中略)各学校の 運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

#### 【文化部ガイドライン】

…学校の設置者は、(中略)週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、 (中略) 各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

※回答者数(n)は、部活動のある学校が存在する教育委員会数

		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1710)
	① 目安を定めている	10	2	379
件	② 目安を定める予定	2	3	217
数	③ 目安を定めていない	35	15	1,114
	回答者数(n)	47	20	1,710
	① 目安を定めている	21.3%	10.0%	22.2%
割合	② 目安を定める予定	4.3%	15.0%	12.7%
	③ 目安を定めていない	74.5%	75.0%	65.1%



#### 調査項目5(2)その他、以下の事項について取り組んでいるものがあるか(複数選択可)

※回答者数 (n) は、部活動のある学校が存在する教育委員会数

		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1710)
	① 各学校で設置する部活動の数の目安を策定している	2	1	50
	② 合同部活動を推進している	11	7	172
件数	③ 始業前の活動時間(いわゆる「朝練」)を制限している	9	6	375
**	④ 該当なし	33	10	1,181
	回答者数(n)	47	20	1,710
	① 各学校で設置する部活動の数の目安を策定している	4.3%	5.0%	2.9%
割	② 合同部活動を推進している	23.4%	35.0%	10.1%
合	③ 始業前の活動時間(いわゆる「朝練」)を制限している	19.1%	30.0%	21.9%
	④ 該当なし	70.2%	50.0%	69.1%

